

## ○那覇市就学援助規則

平成17年3月11日  
教育委員会規則第4号

(目的)

第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条に規定する経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒等の保護者に対する必要な援助(以下「就学援助」という。)を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 学校教育法第18条の学齢児童又は学齢生徒をいう。
- (2) 小学校就学予定者 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第5条第1項の就学予定者のうち、那覇市立の小学校への入学を予定しているものをいう。
- (3) 保護者 学校教育法第16条の保護者をいう。
- (4) 市立小中学校 那覇市立の小学校又は中学校をいう。
- (5) 区域外就学 学校教育法施行令第9条第1項の規定による区域外就学をいう。

(就学援助の対象者)

第3条 就学援助を受けることができる者は、市立小中学校に在学する児童生徒(他の地方公共団体又は国立大学法人が設置する小学校又は中学校に在学する児童生徒を含む。)若しくは小学校就学予定者で市内に居住するものの保護者又は区域外就学により市立小中学校に在学する児童生徒で市外に居住するものの保護者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 次のいずれかに該当し、前号に掲げる者に準ずる程度に困窮していると教育長が認めた者
  - ア 前年度又は当該年度において、生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の措置を受けた者
  - イ 当該年度において、地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項に基づく市町村民税の非課税の措置を受けた者
  - ウ 世帯の収入が、教育長が別に定める基準額未満の者
  - エ その他教育長が就学援助を行う必要があると認める者

(就学援助の費目等)

第4条 就学援助の費目は、次のとおりとする。

- (1) 学用品費
- (2) 通学用品費
- (3) 校外活動費
- (4) 通学費
- (5) 新入学児童生徒学用品費等

- (6) 修学旅行費
- (7) 体育実技用具費
- (8) 学校給食費
- (9) 生徒会費
- (10) 小学校入学準備金(以下「入学準備金」という。)
- (11) 卒業アルバム代等

2 前項の規定にかかわらず、前条第1号に規定する要保護者で、生活保護法第13条の規定により教育扶助を受けているものに対する就学援助の費目は、前項第6号に掲げるものに限るものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、区域外就学をしている児童生徒の保護者に対する就学援助の費目は、別に定める。

(援助金の額)

第5条 前条第1項各号に掲げる就学援助に係る援助金(以下「援助金」という。)の額は、毎年度、予算の範囲内において教育長が定める。

(就学援助の申請)

第6条 就学援助を受けようとする保護者(以下「申請者」という。)は、毎年度、別に定める申請書に必要な書類を添付し、児童生徒の在学する学校の校長(以下「校長」という。)を経て、教育長に申請しなければならない。ただし、校長を経由し難い事由がある場合は、教育長に直接申請することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市立小中学校に在学する兄又は姉のいない小学校就学予定者に係る申請については、教育長に直接申請しなければならない。

3 前2項の規定による申請は、別に定める期日までに行わなければならない。

(認定及び通知)

第7条 教育長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、認定の可否を決定しなければならない。

2 教育長は、前項の規定により認定の可否を決定したときは、当該決定の内容を校長及び申請者(入学準備金の決定については、申請者)に通知するものとする。

3 認定の期間は、別に定める認定日から当該年度の末日までとする。

(援助金の支給)

第8条 援助金は、前条第1項の規定による認定を受けた者(以下「被認定者」という。)に対し、直接支給する。ただし、被認定者が援助金の受領等を校長に委任したとき、又は教育長が必要と認めるときは、この限りでない。

(目的外使用の禁止)

第9条 被認定者は、援助金をその目的以外に使用してはならない。

(辞退の届出)

第10条 被認定者が就学援助を辞退しようとするときは、校長を経て、教育長に届け出なければならない。ただし、校長を経由し難い事由がある場合は、教育長に直接届け出ることができる。

(申請状況変更届等)

第11条 別に定める期日までに第6条第1項の申請書に記載した事項に変更を生じたときは、被認定者は、申請状況変更届により、速やかに、教育長に届け出なければならない。この項の規定により届け出た事項に変更を生じたときも、同様とする。

2 教育長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、認定の継続の可否を審査しなければならない。

(認定の取消し)

第12条 教育長は、被認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すものとする。

(1) 被認定者が第3条に規定する条件に該当しなくなったとき。

(2) 被認定者が虚偽の申請その他不正な手段により認定を受けたとき。

(3) 第7条第1項の規定による認定に係る児童生徒又は小学校就学予定者が市外に転出したとき(小学校就学予定者については、入学準備金の支給前に限る。)

2 前項の規定により認定の取消しをしたときは、教育長は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定める者にその旨を通知するものとする。

(1) 前項第1号及び第2号 校長及び被認定者

(2) 前項第3号(小学校就学予定者に係る場合に限る。) 被認定者

(援助金の返還)

第13条 援助金の支給を受けたものは、返還を要しない。ただし、教育長において返還を要すると認めたものについては、この限りでない。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成19年12月18日教委規則第12号)

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

付 則(平成26年2月7日教委規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前に行われた生徒会費に係る就学援助については、改正後の那覇市就学援助規則の規定により行われたものとみなす。

付 則(平成27年1月26日教委規則第1号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(令和2年3月4日 教委規則第3号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

付 則(令和3年9月1日 教委規則第5号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

付 則(令和5年4月1日 教委規則第2号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

付 則(令和6年4月1日 教委規則第4号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。